

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に関する審議（５回目）

１．日 時

令和７年１月２１日（火） １０：３０～１１：２０

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

４．議事概要

- 事務処理職員から、鉄道局資料に基づく説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。